

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (Part of Shoso-in-Monjo)
and Explanatory Notes on it

宮川久美

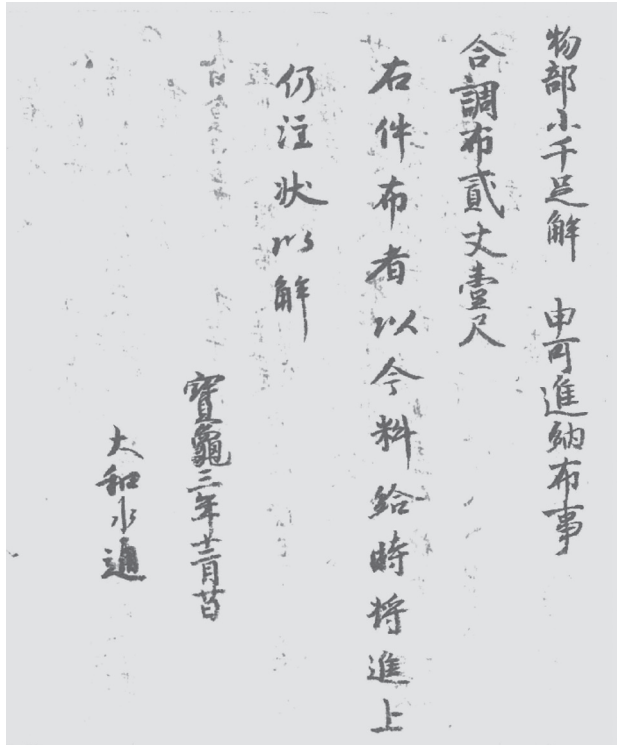
MIYAGAWA Hisami

キーワード 布施 調布 生死同心 死生同心 生死不論 死生無闕 在物板屋

目次

はじめに	第一分冊の 1
凡例	第一分冊の 1
月借錢解について	第一分冊の 2
月借錢解の国語的意味	第一分冊の 5
参考文献	第一分冊の 6
本文編(第二分冊では11～20のみ)	第二分冊の 3
補注(第二分冊では4～6のみ)	第二分冊の 22
参考文献追加	第二分冊の 25
月借錢解総目録	第二分冊の 26

11 物部小千足月借錢解 六ノ四二四 続修三十一一八



訓読文

物部小千足解す。進納す可き布の事を申す。

合はせて調布貳丈壹尺

右件みぎの布者は今料を給はらむ時を以て將まさに進上せむ。

仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年十二月廿日

大和水通別筆

注釈

物部小千足ものべのこちり 月借錢解中見えるのはこのみ。物部子千足にもつくる。

校生。宝龜三年から四年に見える。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である(39/4085)。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

今 すぐに・まもなくの意。「今助けに来ね」(古事記歌謡14)

料給時 1、4の注釈および補注参照。

大和水通やまとのみち 月借錢解中見えるのはこのみ。校生。天平宝字二年から

宝龜四年まで、校帳・校生手実等に見える。そのほか、校生手実や経師手実・経師請暇解・経師請墨手実帳などに「勘」として署名している。

この署名も「勘」すなわち、チェックしました、という意味のものであろう。

物部小千足解 申可進納布事

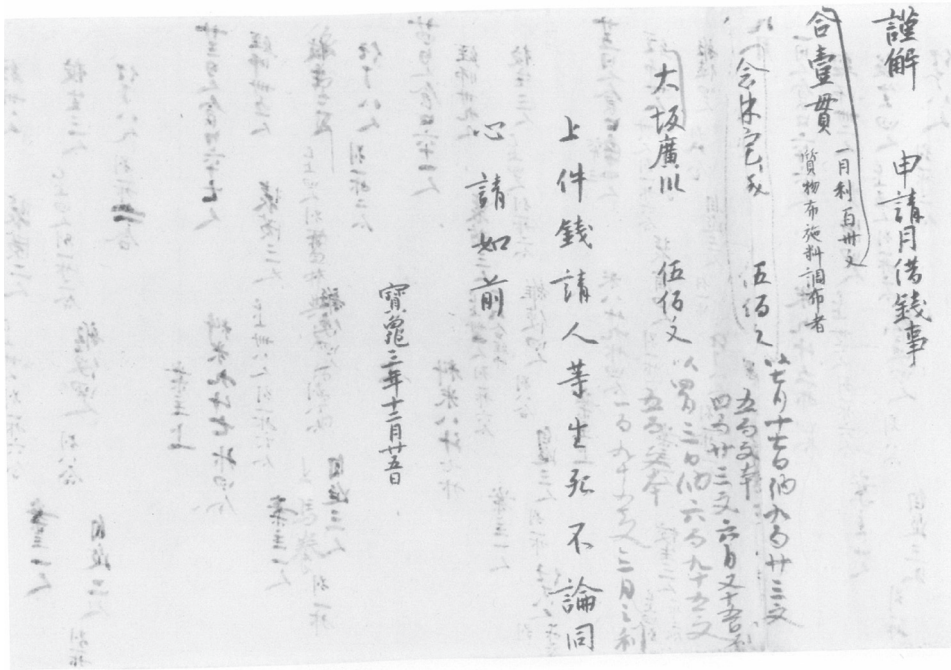
合調布貳丈壹尺

右件布者以今料給時將進上仍注状以解

寶龜三年十二月廿日

大和水通別筆

念林宅成大坂廣川月借錢解 六ノ四二四ノ四二五 続修二十三ノ三ノ四



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫（一月の利は百卅文。質物は布施料の調布者）

念林宅成 伍佰文

大坂廣川 伍佰文

上件の錢は請ふ人等、生死を論せず同心にて請ふこと前の如し

實龜三年十二月廿五日

〔別筆・本〕 一員に依りて行へ 葛井典之（綿の直の内） 上馬養

〔返済記録1・本〕 四月三日を以て六百九十五文を納む。

五百文は本

一百九十五文は三月之利

〔返済記録2・本〕 七月十七日を以て九百廿三文を納む。

五百文は本

四百廿三文は六月又十五日の利

注釈

布施料 「布施」はサンスクリット語の漢訳で仏・僧・貧窮者に施し与えること。またその財物のこと。「料」は俸禄以外の食料や金銭等の手当のこと。写経所での報酬は写経という仏事にかかわる仕事であるため「布施」（52942616271101301）、「布施料」（12）、「施料」（80）、という。もとより「料」（1347101111321252628303234373941434446495053565758596365748385969495969798103106107）という例も多い。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一

謹解 申請月借錢事

合壹貫一月利百卅文
質物布施料調布者

念林宅成

伍佰文

大坂廣川

伍佰文

上件錢、請人等生死不論、同心請如前、

寶龜三年十二月廿五日

依負行

葛井典綿直内

上馬養

端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である(39 40 85)。

念林宅成ねんりんぢかなり 経師。天平宝字七年、宝龜五年に見える。12 16 50 56 64 に見える。

大坂廣川おほさかのひろかは 経師。広河にも作る。宝龜二年から六年に見える。月借錢解では12 16 53 56 59 に見える。

綿直内 直は値に同じ。あたひ。宝龜三年七月十二日に奉写一切経司から請来した庸綿・黒綿一百屯の値五貫八百文の内、の意(『大日古』十九一―一五 『統々修』二一九)。貸し付ける錢の財源を記したも

の(山下有美『月借錢再考』三三〇頁、三三三頁『日本古代の王権と社会』所収)。3の注釈「一切」参照。

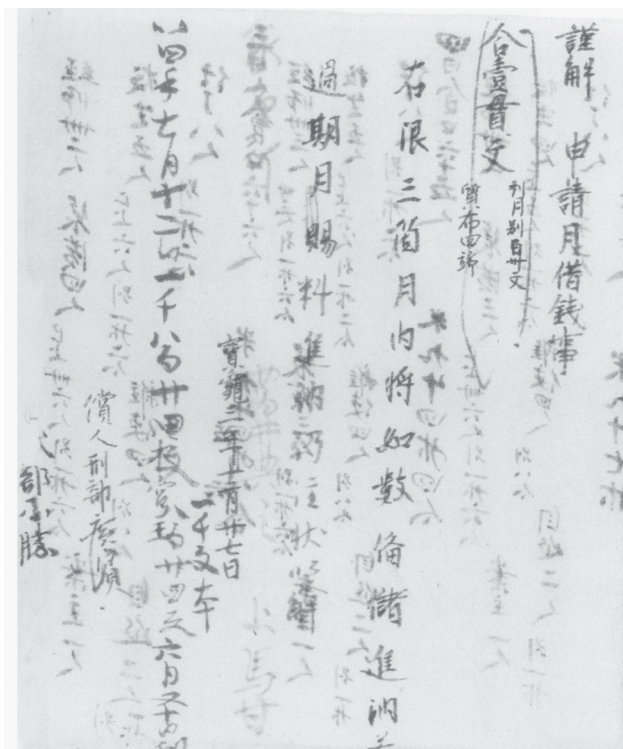
生死不論同心 「生死不論」は正格の漢文の語順では「不論生死」とあるべき。生死にかかわらず二人が連帯して債務を負うことを誓う。

9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

*返済記録1は大坂廣川のもの。同じ行の余白に書かれている。

*返済記録2は念林宅成のもの。同じ行の余白に書かれている。
葛井典かゐのさくわんなり 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記した。10の注釈参照。

13 八木宮主月借錢解 六ノ四二五 統修二十三十二



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は月別に百卅文。質は布四端）

右は三箇月の内を限りて將に數の如く備儲して進納せむ。若し期月を過ぎなば料を賜はりて進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年十二月廿七日

八木宮主

償人 刑部自署廣濱

「氏部小勝」

「員別筆・朱に依りて行へ

葛井典之ふぢののさくわんなり

上馬甘かまのうまかひ

〔（返済記録・朱）四年七月十二日を以て一千八百廿四文（を納む）へ二千文は本。八百廿四文は六月又十日利〕

注釈

備儲 儲備（7）に同じ。設け備えての意。1の注釈「本利共備」

参照。

若過期月 1の注釈「若過期限」参照。

八木宮主 装演。氏を陽枳・矢木にも作る。宝龜元年から五年まで奉

写一切経所に出仕している。月借錢解では13 43 57 58 75 80 83に見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」（207）

は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。

刑部廣濱 装演。4 13 54 57 58 83 107に見える。4参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文 利月別百卅文
實布四端

右限三箇月内、將如數備儲進納、若過期月、賜料進納、仍注状、以解

寶龜三年十二月廿七日

依 貞行

葛井典之 上馬甘

八木官主

以四年七月十二日一千八百廿四文一千文本
八百廿四文 六月又十日利 償人刑部廣瀨

氏部小勝

氏部小勝 うぢべのせかつ 装演。氏男勝、宇治部男勝にも作る。景雲四年から宝龜五

年にかけて東大寺写経所に出仕した。1323に見える。

上馬甘 うまのかまかひ 校生・東大寺写経所領・案主・主典。馬養に作る方が多

く、月借錢解中、馬甘につくるのは13と32のみ。1参照。

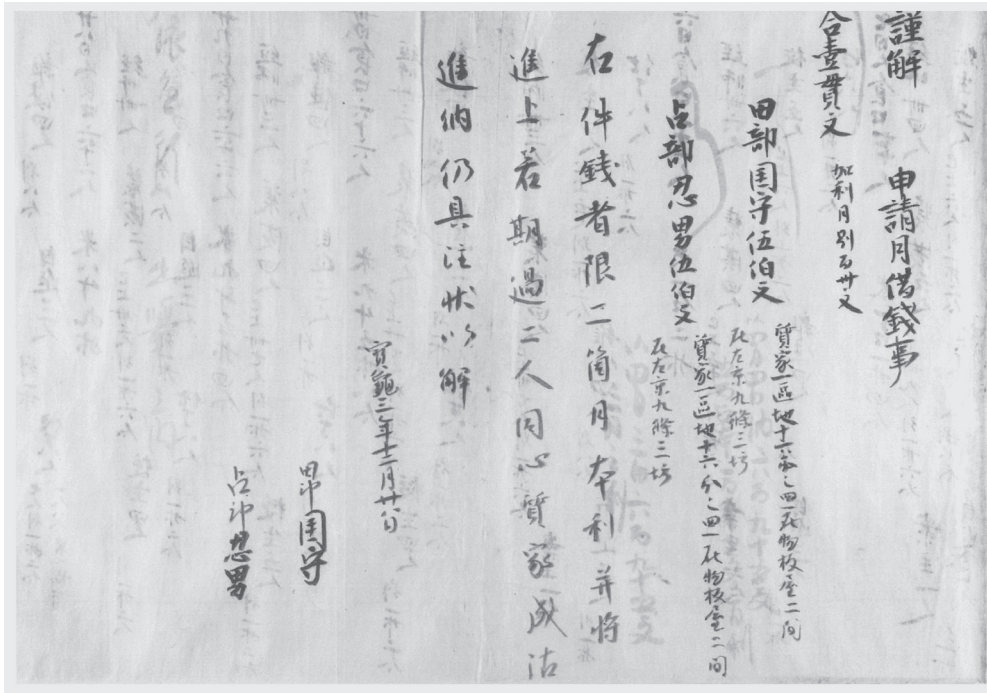
月別 1の注釈の「別月卅九文」、4の注釈の「毎月」および・補注

1参照。

葛井典之 ふぢらのとくわんなり 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の

名を記したものを。10の注釈参照。

14 田部国守・占部忍男月借錢解 六ノ四二六 続修二十三―五ノ六



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は月別に百卅文を加ふ）

田部国守伍佰文（質は家一區、地十六分之四一、物在る板屋二

間左京九條三坊に在り）

占部忍男伍佰文（質は家一區、地十六分之四一、物在る板屋二

間左京九條三坊に在り）

右件の錢者、二箇月を限りて本利并せて將に進上せむ。若し期過ぎ
なば二人同心にて質家を成し沽りて進納せむ。仍りて具さに状を注
して以て解す。

寶龜三年十二月廿八日

田部「国守」

占部「忍男」

〔別筆・朱〕
員に依りて行へ

出擧之内

葛井典に依る

〔源氏記録一・朱〕
四月三日を以て六百九十五文（を納む） 三月之利

〔源氏記録二・朱〕
四月四日を以て六百九十五文を納む。五百文は本、一百九十五文は
三月の利

注釈

田部国守 経師。田辺にも作る。14 23 75 に見える。天平十五年から宝

龜五年に見える「国」は、俗字体のくにがまゑに王である。写真参照。
占部忍男 経師。景雲四年から宝龜七年にかけ、東大寺奉写一切経所
に出仕した。月借錢解では14 49 62 86 98 103 に見える。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文 加利月別百卅文

田部国守 伍伯文

賀家一區地十六分之二一在物板屋二間
在左京九條三坊 五以四月四日納六百九十五文
利

占部忍男 伍伯文

賀家一區地十六分之四二在物板屋二間九十五文
在左京九條三坊 五以四月三日六利

右件錢者限二箇月、本利并將進上、若期過二人同心質家成沽進納仍具注状、以解、

寶龜三年十二月廿八日

田部 国守

占部 忍男

依負行

出舉之内

依葛井典

伍佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照

月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注参照。

家一區 一区画の土地建物

二箇月 「箇」の字体は「簡」に作る。写真参照。

在物板屋 家財道具などが入ったままの板屋の意。補注5参照。なお、

この意では「在」は「有」であるべき。「あり」という訓を介しての誤り。

十六分之四一 一坪の十六分の一の四分の一の意。

条と坊の大路に囲まれた一坊を十六等分したものが一坪、一坪をさらに十六等分して平城京の下級官人の宅地の標準的な面積の基準としている。宝亀年間の月借錢解に見える宅地の広さは、十六分の一をさらに半分・また四分の一したものになっている。直木孝次郎編『古代を考える 奈良』所収 栄原永遠男「都のくらし」89〜92ページ参照。右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

若期過 もし約束の時が過ぎてしまったら、の意。1の注釈「若過期限」参照。

二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

出舉之内 貸し出す金の財源を示している。3の注釈「一切」参照。

「舉」の字体は写真参照。月借錢解ではすべてこの字体。

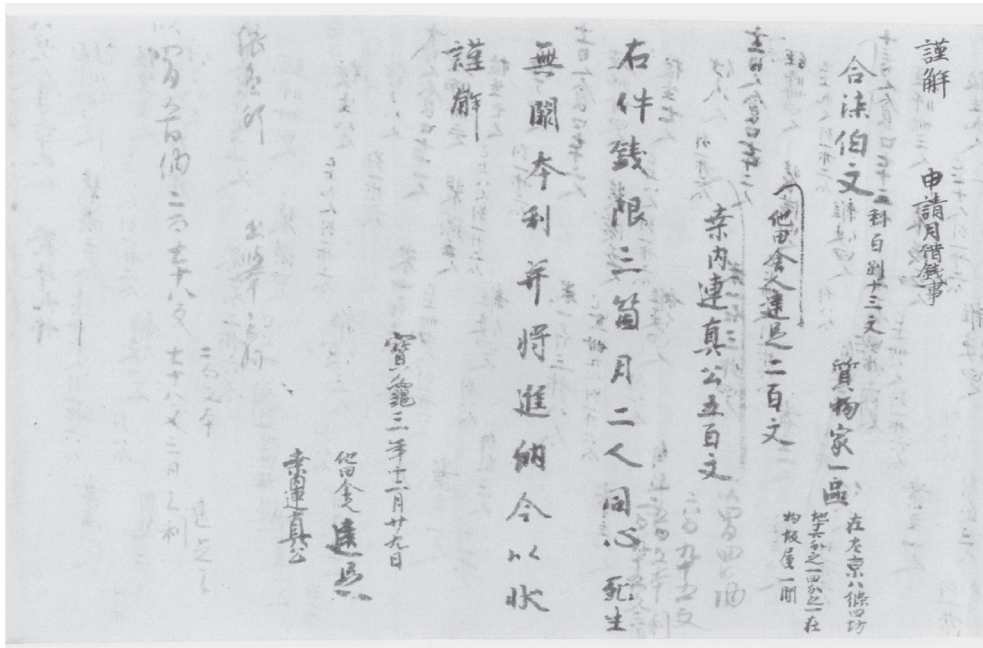
依葛井典 葛井主典荒海が裁可に関わっていることを上馬養が記録したもの。10の注釈参照。

* 返済記録1は占部忍男の名の下、質物の割り注の横に書かれている。

* 返済記録2は田部国守の名の下、質物の割り注の横に書かれている。

15

他田建足・栗内真公月借錢解 六ノ四二六ノ四二七 続修三三十七



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて漆伯文〔利は百〔文〕ごとに十三文〕質物は家一區〔左京八條四坊に在り。地十六分の一、四分の一、物在る板屋一間〕

他田舍人建足 二百文

栗内連真公 五百文

右件の錢は三箇月を限りて二人同心にして死生な闕くこと無く本利并せて將に進納せむ。今状を以て謹みて解す。

寶龜三年十二月廿九日

他田舍人「建足」

栗内連真公

〔別筆・本〕 一員に依りて行へ 出舉之内 葛井典に依る〕

〔返済記録・本〕 四月四日を以て六百九十五文を納む。 〔五百文は本。 一百九十五文は三月の利〕

〔返済記録・本〕 四月五日を以て二百七十八文を納む。 〔二百文は本。 七十八文は三月の利〕 建足之〕

謹解 申請月借錢事

合漆伯文 利百別十三文

他田舎人建見二百文

来内連真公五百文 以四月四日納
五百九十文
五百九十五文三月利

右件錢限三箇月、二人同心、死生無關、本利并將進納、今以狀謹解、

寶龜三年十二月廿九日

他田舎人建見

来内連真公

* 依負行 出舉之内 依葛井典

以四月五日納二百七十八文 二百文奉
七十八文三月之利 建見之

注釈

漆伯文 「漆」の字体、「伯」の字体は写真参照

他田建見 おきたの行たり 経師。宝亀元年、東大寺奉写一切経所に出仕。四年まで見

える。月借錢解ではこのみに見える。

来内真公 くはうちのまのみ 経師。宝亀二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月

借錢解では15 21 28 62 76 87 94 96 103 に見える。

在物板屋 家財道具などが入ったままの板屋の意。14の注釈および補

注5参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

死生無關 死んでも生きても必ず、の意。補注6参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

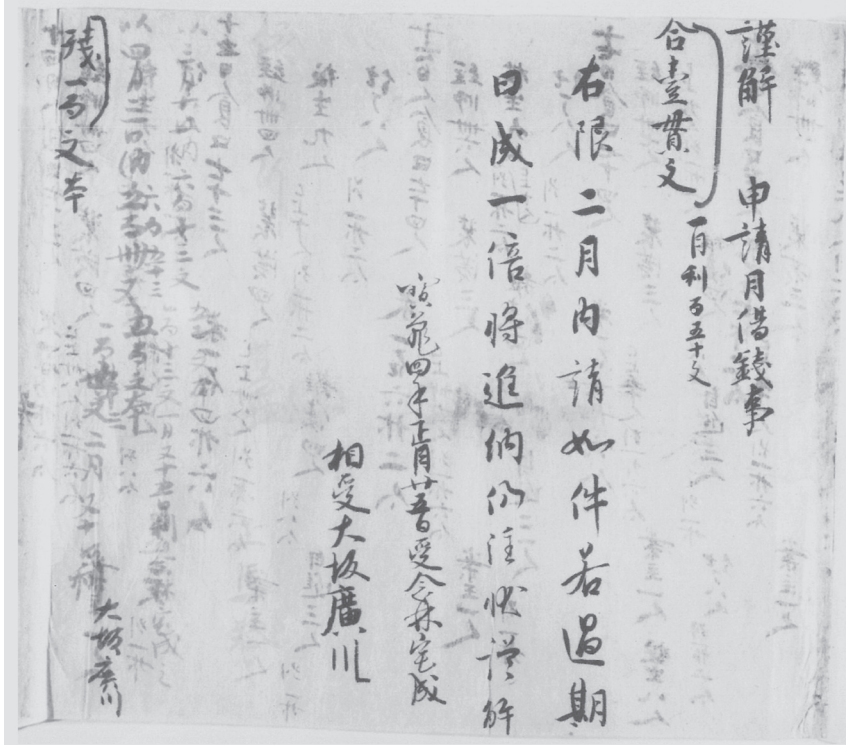
出舉之内 貸し出す金の財源を示す。14の注釈および、3の注釈参照。

依葛井典 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名

を記したものの。10の注釈参照。

* 返済記録1は四行目の来内真公の名の下に書き込まれている。

16 念林宅成月借錢解 六ノ四六八ノ四六九 続修二三一八



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。
合はせて壹貫文（一月の利は百五十文）

右、二月の内を限りて請ふこと件の如し。若し期日過ぐれば一倍に成して將に進納せむ。仍りて状を注して謹みて解す。

寶龜四年正月廿五日 受 念林宅成
相受 大坂廣川

員に依りて行へ 葛井 上馬養

〔返済記録¹・米〕三月十日を以て六百十三文を納む。〈五百文は本。一百十三文は一月又十五日の利〉念林宅成之^{なり}

〔返済記録²・朱〕四月三日を以て五百冊文を納む。〈五百文は本。一百冊文は二月又十日の利〉

〔六百五十三〕（返済記録²の五百冊文の右側に）

〔六百五十三〕（返済記録²の一百冊文の右側に）

〔残一百文本〕

〔返済記録⁴〕大坂廣川

注釈

若過期日 1の注釈「若過期限」参照。

念林宅成 経師。12参照。

大坂廣川 経師。12参照。

相受 二人がともに標記の金額を連帯して借り、互いに連帯して返済義務を負うことを示している。補注2参照。

謹解 申請月借錢事

〔合壹貫文 一月利百五十文〕

右、限二月内、請如件、若過期日、成一倍將進納、仍注狀、謹解、

寶龜四年正月廿五日受念林宅成

相受大坂廣川

〔依 貞行〕

葛井

上馬 養

〔以三月十日納六百十三文五百文奉 一月又十五日利 念林宅成之

〔以四月三日納五百冊文六百五十三 五百文奉

冊文二月又十日利

〔別紙〕 大坂廣川

〔殘 一百文奉〕

葛井 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記した。10の注釈参照。

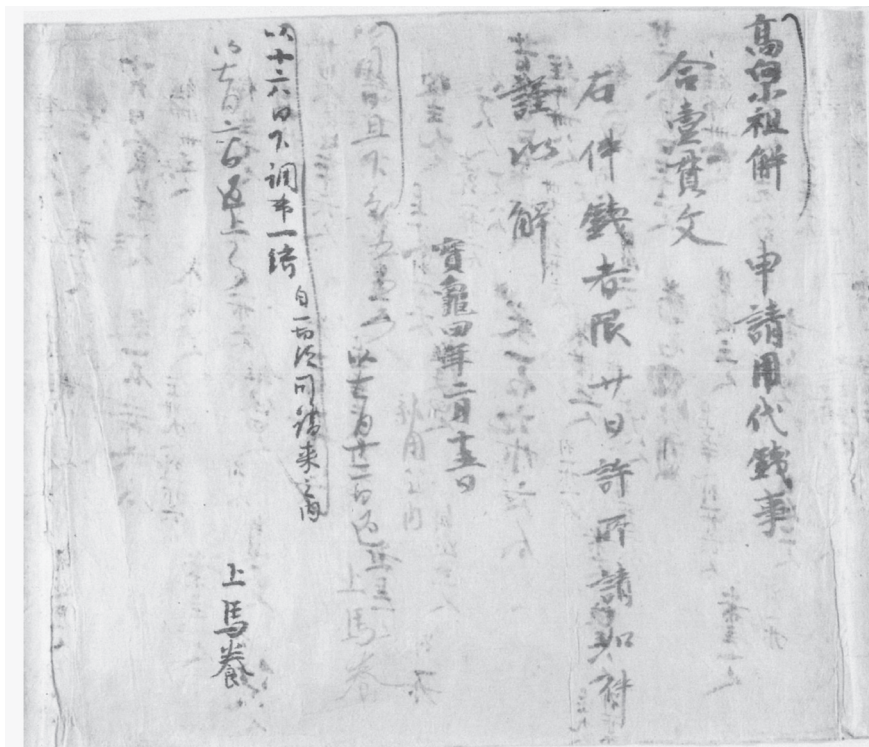
* 返済記録1は念林宅成のもの。

* 返済記録2の割り注の「五」は「四」の上からの重ね書き。四月三日の時点では「四」であった。四月三日に返済したのは元本四百文と二箇月十日分の利子百四十文の計五百四十文。大坂廣川の返済記録。

* 返済記録3 残 一百文 は四月三日の返済の結果、元本の残高が百文であることを記したもの。墨で書かれている。

* 返済記録4 大坂廣川 墨で書かれており、返済記録3と同時に書かれたかと思われる。返済記録3が大坂廣川のものであることを示しているようである。その後残高の百文を返済した時点で、結果的に五百文返したことになるので四月三日の記録の「四」の上に「五」を重ね書きした。また、百文とその利息十三文を加えて「五百冊文」の右側に「六百五十三」を書き加えている。また、四月三日時点での利息「二百冊文」の上に重ねて右側に「一百五十三」と訂正している。これは百四十文に一月分の利息十三文足した金額である。

17 高向小祖月借錢解 六ノ四七四 続修二十三一九



訓読文

高向小祖解す。 用代銭を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文

右件みぎの銭者は廿日許を限りて請ふ所件の如し。 謹みて以て解す。

寶龜四年二月十五日

〔別筆1・米〕 同日を以て且く五百文を下し充つ 雑用之内 上馬養

〔別筆2〕 十六日を以て調布一端を下す。 一切経司より自り請求せる之内

上馬養

〔返済記録1・米〕 七月六日を以て返上し了る。

〔返済記録2・米〕 七月十二日を以て返上し了る。

注釈

高向小祖 たかむらこおや 経師。 子祖父・子父祖・子祖・少祖にも作る。 天平勝宝二

年から宝龜四年に見える。 月借錢解では17 19 22 74 75 82 89に見える。

用代銭 未詳

右件 二字で「みぎ」と読む。 1の注釈「右件」参照。

限廿日許 月借錢は、一箇月単位で請うのが原則であり、「請用代銭」

ともあるので、この文書は月借錢解かどうかわからない。

雑用之内 五百文の財源が雑用の予算であることを示す。 3の注釈

「一切」参照。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一

端と改正された。 月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文で

ある (39 40 85)。

一切経司 奉写一切経司

*返済記録1は別筆1の左下、返済記録2は別筆2の左側に書かれて

高向小祖解 申請用代錢事

合壹貫文

右件錢者限廿日許、所請如件謹以解、

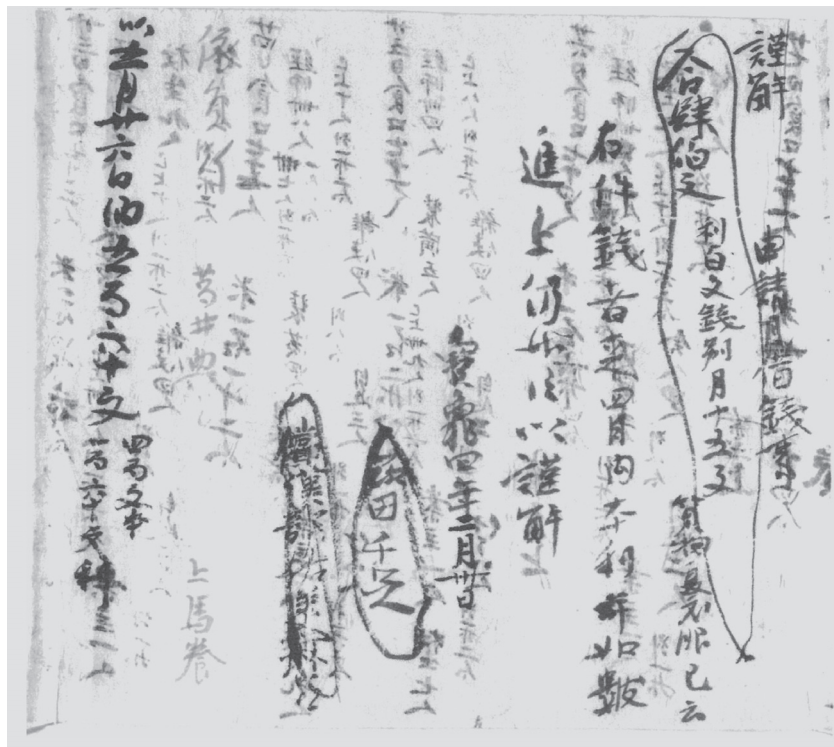
寶龜四年二月十五日

〔別筆〕以同日且下充五百文〔雜用之内〕以七月十二日返上了 上馬養

以十六日下調布一端〔自一切經司請求之内〕 上馬養

以七月六日返上了

いる。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。合はせて肆佰文へ利は百文錢に別月に十五文。質物は夏の衣服と已に云へり。〱

右件の錢者来たる四月の内に本利并せて數の如く進上せむ。仍りて状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年二月卅日

茨田千足

償 漢部佐美麻呂

〔別筆・本〕
「員に依りて行へ 葛井典之 上馬養」

〔漢部記録〕
「五月廿六日を以て五百六十文を納む。〱四百文は本。一百六十文は利。〱」

注釈

別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順は「月別」。1の注釈および補注1参照。

質物夏衣服 官人は官位に応じて季禄すなわち春夏の禄を二月に、秋冬の禄を八月に給せられた（禄令2）。茨田千足は写経生ではなく、布施の布を担保にすることができないので季禄の衣を担保にしたのであろう。9 27 60参照。

茨田千足 まわたのちたり 天平宝字六年、造東大寺司の綿交易使となり、同七年造物所舍人。そのほかに見えるのはこのみ。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。漢部佐美麻呂 経師。佐美万呂・沙彌万呂にも作る。宝龜元年より東

謹解 申請月借錢事

合肆伯文 利百文 錢別月十五文 質物夏衣服已云

右件錢者、来四月内、本利并如數進上、仍状注、以謹解、

寶龜四年二月卅日

茨田千足

償漢部佐美磨

上馬養

依^{別筆}負行 葛井典之
以五月廿六日納五百六十文 四百文本 一百六十文利

大寺写経所に出仕。六年まで手実がある。月借錢解では18 32 40 44に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

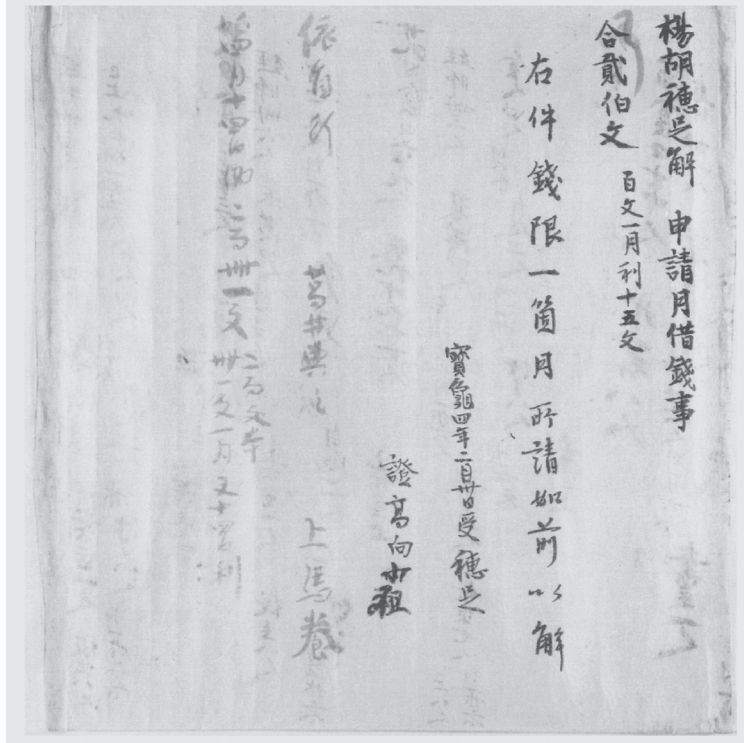
本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

葛井典之 かきみのさだわんじ 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の

名を記したものの。10の注釈参照。

19 楊胡穂足月借錢解 六ノ四七五ノ四七六 続修二十三十一



訓読文

楊胡穂足解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰文（百文の一月の利は十五文）

右件の錢は一箇月を限りて請ふ所前の如し。以て解す。

寶龜四年二月卅日 受 穂足

證 高向「小祖」

上馬養

〔別筆：本〕
「員に依りて行へ
〔宗務記録〕
葛井典之
〔四月十四日を以て二百冊一文を納む。〕
〔二百文は本。冊一文は一月又十四日の利〕」

注釈

楊胡穂足 やこのほたり 経師。陽侯・楊侯・陽胡にも作る。月借錢解では197571

87に見える。宝龜三年、奉写一切経所に出仕し、七年まで見える。

貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

證 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

高向小祖 たかむのこおや 経師。月借錢解では17192274758289に見える。17参照。

葛井典之 ふぢののさくわんたり 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したものの。10の注釈参照。

楊胡穗之解 申請月借錢事

合貳伯文 百文一月利十五文

右件錢限一箇月、所請如前、以解、

寶龜四年二月卅日受穗之

證高向小祖

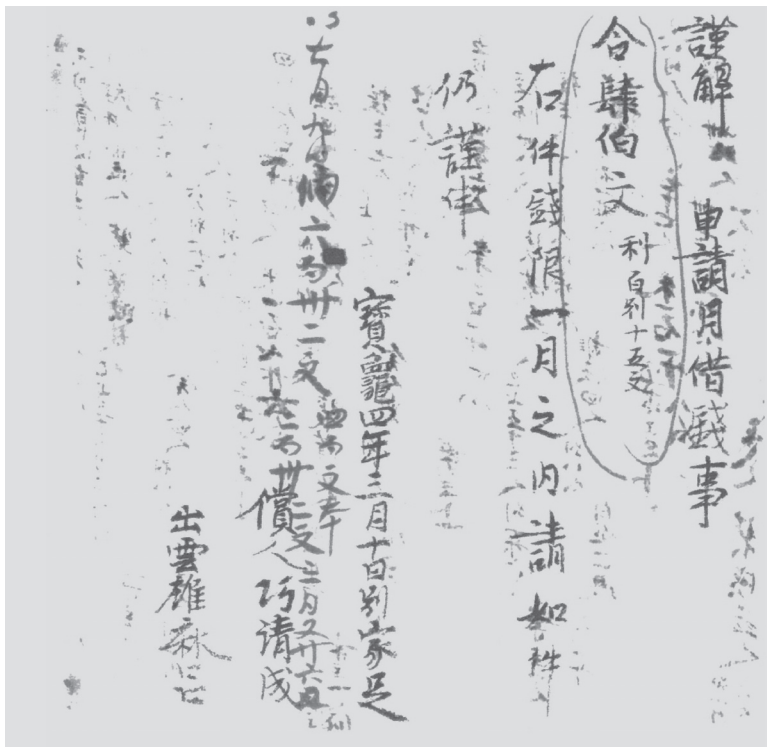
依負行

葛井典之

上馬養

以四月十四日納二百冊一文 二百文奉
冊一文一月又十四日利

20 別家足月借錢解 六ノ四八五ノ四八六 続修二十三十二



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文（利は百（文）別とに十五文）

右件みぎの錢は一月之内を限りて請ふこと件の如し。仍りて謹みて申す。

寶龜四年三月十日 別家足

償人 巧清成

出雲雄麻呂

〔別家・米〕 員に依りて行へ 葛井典之

上馬養

〔返済経・米〕 七月九日 を以て六百卅二文を納む。〔四百文は本。二百卅二文は

三月又廿六日之利〕

注釈

肆佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

別家足 経師。宝龜二年、別公とも。奉写一切経所に出仕し、四年

まで見える。月借錢解ではこのみに見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)

は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

巧清成 経師。工にも作る。月借錢解では7 10 20 38 79 87に見える。

7参照。

出雲雄麻呂 経師。小万呂・雄麻呂にも作る。宝龜三年から東大寺写

経所に出仕。七年まで見える。月借錢解では20 28 34 37 65に見える。

葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の

名を記したものの。10の注釈参照。

謹辭 申請月借錢事

合肆伯文 利百別十五文

右件錢限一月之內、請如件、仍謹申、

寶龜四年三月十日別家之

以七月九日納六百廿二文 四百文半 二百廿二文 三月又廿六日之利

償人 巧清成

出雲雄麻呂

依負行 葛井典之

上馬養

補注

4 「成す・成し」

月借錢解では、返済を約束する文言として、元本と利息の両方をそろえて返済することを

「本利并成」(本利并せ成して) (8)

「本利并」(2 3 10 14 15 18 21 23 24 29 32 34 41 59 60 61 81 91 96 103 206)

「并本利」(30) (いずれも、本利并せて、とよむ。語順は30が正格)と表現する。

また、「もし期限を過ぎてしまった場合は、質物を売ってでも必ず数の通り返済する」ことを次のような表現で約束する。

「質物成賣」(質物を成し賣りて) (149 52)、

「質物成沽」(質物を成し沽りて) (23)、

「質家成沽」(質の家を成し沽りて) (14)、

「質進布矣、賣成」(質に進りし布を賣り成して) (25)、

「沽成質物」(質物を沽り成して) (2)、

「質物沽成」(質物を沽り成して) (69)

これらの「成す」の意味について考察するために『大日本古文書』の中から「成」を熟語の前後に含む例を搜してみるとつぎのようなものがある。

1 「成買」

「將成買進上」(四ノ三六六)(將に成し買ひて進上せむ)

これは、稻を交易して糸にかえて進上するという記事である。

2 「求成」

「求成進上」(五ノ五二四)

これは、盗まれた畳を探し出して進上するという例である。

3 「成求」

「成求將進」(五ノ五三七)

これは、なくした伎樂の道具を後日必ず探し出して進上するということものである。

4 「取成」

「謹解 申東大寺様檜皮取進上事：右件参人生死同心取成將進上」

(十五ノ三五八)

これは事書きのところで、檜皮を「取進上」と言い、同じ事を本文で「取成將進上」といつている。

このように「本利并せ成して」と「本利并せて」、「成し売る」と「売り成す」、「求め成す」と「成し求む」、「取り成す」と「取る」とがほとんど同じように用いられている。

「并せ成す」「売(沽)り成す」「求め成す」「取り成す」は、「思いなす」「作りなす」「植ゑなす」などと同じ語構成で「成す」は補助動詞的な用法かと思われる。「成し売(沽)る」「成し求む」は、「なし遂ぐ」などと同じ語構成で、複合語ではあってもほとんど接頭辞的な用法であろう。いずれも、本動詞に、「そのようにきちんとする」というような重みを添える接辞のような働きをしているものと思われる。これらは漢語の熟語ではなく、日本語の表現に漢字を当てたものであると考えられる。

5 「増成」

「符 山作領三嶋豊羽玉作子綿等 …… 一 仰遣長押七八寸、桁二丈…依員今明日進上、但増成者、依此符耳、…作了者、宜工早速進上、…」(十五ノ一六三)

これは、造石山院所から山作所に宛てた符の案で、すでに、命じてあ

る長押以下の材については今日明日中に数の通りに進上せよ、但し、増し成し、すなわち、追加で作る分はこの符に依れ、という意味らしい。「成す」は「作了者」とあるところからも、「作る」意であろう。「増成」という漢語は例が見つからず、日本語の「増しつくる」意を漢字で表現したものであろう。

6 「作成」

「若有闕者、遣人作成」(三ノ二〇〇)

「若有一人闕者、残人等必作成」(十五ノ三六〇)

「若此材一枝亡失、真月石国等作成將進上」(五ノ二六〇)

これらは、裝潢が紙を造ることや、雑材を作ること、檜皮を作ること、を請け負う文書である。「作」も「成」もいずれも作る意でこれらは同義結合の漢語の熟語である。

また、月借錢解中、返済を約束する文言の中で次のような例が四例ある。

「成而進上」(成して進上せむ)(201)

「成一倍將進納」(一倍に成して將に進納せむ)(16)

「成半倍將進納」(半倍に成して將に進納せむ)(207)

「一倍に成す」は、元の金を二倍に、「半倍に成す」は元の金を一・五倍に「成す(する)」意である。(201)の「成して」は返済金を作つての意だろう。これらも漢語ではなく、日本語の表現に漢字を当てたもののように思われる。

5 在物板屋 (14) 家財道具などが入ったままの板屋の意。

『大日本古文書』六ノ一一八〜一二二「家屋資財請返解案(唐招提寺文書)」に父母の家並びに資財を父の妹三人が同心して(共謀して)

奪い取つたのでそれを取り戻したいとする解文がある。ここに、「合はせて家肆區。一區は無物。一區は板倉三字。二字は稻積満。一字は雜物積。檜皮葺板屋一□板屋一字は物在。……草葺屋一字、板屋三字、並びに在雜物。……草葺屋一字、板屋三字並空」などがある。

取り戻したい建物の現況を記したもので、板倉の一字は稻積が満ちている、一字は雜物が積んである、一字は物が在る。草葺屋一字、板屋三字は、どれも雜物が在る。草葺屋一字、板屋三字はどれも空であるという意味であろう。文書全体が宣命書きでもあり語順は「物在」であったり、「在雜物」であったりしている。ここから考えて、この月借錢解でも、抵当に差し出された家一區の現況が一區画の土地に物の入ったままの板屋が二間あることを示していると思われる。

6 生死同心

月借錢解中、「二人生死同心」(201202)、「二人同心」(1415475194)、「三人同心」(79)、「二人等生死同心」(61)、「二人同心生死無闕」(15)、「二人生死同心」(45)、「三人生死同心」(203)、「四人同心」(5898)、「請人等生死同心結」(86)、「六人等生死同心」(9)、「生死不論同心」(12)、「若有此中一人闕」留人等同心」(48)等の表現がある。「二人同意」(59)ともする。いずれも二人〜六人、誰々かを明記してそれらの人々が連帯債務者となって、そのうちの誰かが死亡等により欠けることがあっても残った者が返済義務を負うことを誓うものである。

月借錢解以外では、2012023の出拳錢解のほか、仏殿一字の檜皮葺を「葺作功百冊人 功錢一貫二百文、米貳斛肆斗、塩肆升捌合」で請け負い、「右、羽栗大山等衆五人同心將奉葺、若有一人闕者、残人等必作成」と誓うもの(『大日本古文書』十五ノ三六〇〜三六一)、東大寺様檜皮を「右件參人、生死同心、取成將進上。若過期逃亡、残人依員

進申」というもの（『大日本古文書』十五ノ三五八〇三五九）、比木伍枝を来九月十日までに必ず宇治津に進上することを請け負い、「若期日過、罪重給、加利進納。石国 曰佐真月 鑑万呂 四人等同心」と誓うもの（『大日本古文書』卷五ノ二七一〇二七二）、（百人束を、高椅連乙麻呂と三千代連黒麻呂がそれぞれ七十束、直錢二百十文、卅束、直錢百廿文で請け負い、「右二人生死同心而八月内進上」することを誓うもの（『大日本古文書』卷十二ノ三一〇三一一三一二頁）等がある。大税（正税）出挙が個人単位で、死亡した場合は免税になるのと比較して、201203の出挙錢解は家族が連帯債務者になり、そのうち誰かが死亡しても残った者が債務を負うという点で著しく異なっている。月借錢解以外のこれらの文書の紙背が石山寺関係文書であることから、これらの文書が写経所に残った経緯については検討が必要であるが、寺に關係する借錢・請負契約であることが月借錢解と共通するのではないかと思われる。寺からの借錢は借りた本人が死亡しても免責されないものである。

たとえば、三家連豊継の父三家連息嶋は觀世音寺の稲の事を預かって、仕え奉っていたが、四千六百束の稲を進らなま、身命死亡したため、息子、豊継は奴婢五人を稲の代わりとして寺に進り入れた、という（『大日本古文書』十四ノ二七一〇二七二頁）。

逆に、寺の稲を預かったまま死んだことを遺族が知らずに返済しないと、亡くなった人が牛になって寺の為に使役されることになるといった話もある（『日本靈異記』中卷第三十二縁）。どちらの例も、寺の稲を預かるとはその寺の為に知識を率引して財政に資することをいう。

寺の稲・錢を預かる（借りる）ことは、寺の財政に資することになり、それは知識を結ぶこと、仏に結縁することになると考えられる。

従って、檜磐嶋が大安寺の錢三十貫を商錢として借りて敦賀に交易しに行つての帰り、閻魔王の使いの鬼の追ひ召す難に会うが、四王が「免すべし。寺の交易の錢を受けて商い奉るが故に」と取りなしたため、その難を逃れたという話もあるのである（『日本靈異記』中卷第二十四縁）。

このような借錢は一般の商取引や納税と異なり、個人単位でのではなく、結縁して死んでも遂行するのに意味があったのだと考えられる。

瀧川政次郎『万葉律令考』（一九七四年、東京堂出版、四四三〜四四八頁）は、敦煌文書の借錢解には「生死同心」と記したものが見当たらないゆえに、「生死同心」「死生同心」なる制度は日本で独自に成したものであると断じている。指摘の通り、「同心」は、心と同じくして協力する、共謀する、離れていても心と心が通じ合う、また、盟約を結んで仏に結縁するというような広い意味を持ち、その用例は漢籍にも懐風藻、日本書紀、続日本紀、日本靈異記、今昔物語集等にも多数見られる。しかし、「生死同心」は、右に挙げた、月借錢解・出挙錢解といくつかの請負契約書に見えるのみで、漢籍の例は管見に入らない。平安遺文を検索しても一例見えるのみである。これは、清涼寺釈迦堂本尊の胎内文書で、僧裔然と東大寺僧義藏とが「死生同心」にして京都愛宕山に伽藍を建立することを誓った結縁状である（『平安遺文』卷九一三四八〇〜三四八一頁）。このことから「生死（死生）同心」は、特に、盟約を結んで仏に結縁する意味に用いられたのではないかと思われる。

他に例が見いだせない一方で、『万葉集』には竹取翁の歌に和えた娘子の歌「死藻生藻同心迹結而為」（卷十六一三七九七）がある。こ

の歌の作者と写経に携わった経師か月借錢解や出拳銭解の様式に慣れた人との何らかの關係が想像され興味深い。

詳しくは別稿「生死同心」参照。

参考文献追加

- (一) 瀧川政次郎『万葉律令考』(一九七四年、東京堂出版)
- (二) 山下有美「月借錢再考」栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年 所収)

「第一分冊の6頁」の参考文献に右二件を追加した。

付記

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)を用いた・釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書(編年)』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(二〇〇九年二月九日)

(二〇一一年十二月九日補訂)

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
001	06.272-273	統二十一-1	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈別月卅九文質物布二端〉右件錢限二箇月之内本利共備將進上若過期限料給時質物成賣如數進納仍録事狀謹解	寶龜三年二月十四日	給 當麻鷹養	償 若倭部 益国 敢男 足	
002	06.273-274	統二十一-2	丈部濱 足解	申請月借錢事	合錢壹貫文〈利者加月／別百三十文〉質物家壹區〈地十六分之半板屋／二間在右京三條三坊／又口分田三町〈葛下郡〉〉右限二箇月本利并將進納若期日過者沽成質物一倍將進上仍録事狀解	寶龜三年二月廿四日	專受 濱足		
003	06.274-275	統二十一-3	秦度守 解	申請月借錢事	合貳伯文〈別月卅四文〉質布一匹 右件錢者料給時數本利并將進上仍注事狀謹解	寶龜三年二月廿四日		償 若倭部 益国 金月 足	
004	06.285	統修二十一-4	刑部廣 濱謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈每月加利六十五文〉質物調布參端 右件錢者當料給日將進上仍柱狀謹申	寶龜三年二月廿九日			
005	06.285-286	統後二十-3	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈一月之利卅九文〉右件錢布施給日並本利而進納仍注事狀謹解	寶龜三年二月卅日	物部道成		
006	06.312-313	統後二十-4	謹解	申請月借錢事	合壹伯伍拾文〈一月利廿二文〉右限一月内所請如件	寶龜三年四月十二日	念林老人		
007	06.331	統後二十-5	巧清成 謹解	申請借錢事	合錢伍佰文〈利每百一月十三文〉右件錢當料給日而本利儲備將進上仍録狀謹以申	寶龜三年四月十三日		證 敢臣男 足 證 他 田嶋万呂	
008	06.331	統後二十-7	謹解	申請借錢事	合新錢壹貫文〈壹月利百卅文〉右錢限壹箇月本利并成將進納仍注事狀謹解	寶龜三年六月十八日	能登國依 受 能 登男人		
009	06.390-391	統二十一-5	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈加利一月百別十三文〉右件錢當冬衣服給進納仍注具狀謹以申質物各板屋宅宇〈久津〉(追記) 右件六人等生死同心進納仍注狀謹以解	寶龜三年八月廿九日	受 狛子公〈五百文〉 勾羊〈四百文〉 栗原稻買〈三百文〉 大山部? 人〈四百文〉 占部国人〈三百文〉 日下部名吉〈一百文〉		
010	06.423	統二十三-1	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯文〈一月別百文各十三文加進上〉 巧清成一貫文質布四端 常乙足漆伯文質布三端 右錢當料給時本利并依員將進納仍注狀以謹解	寶龜三年十二月五日			
011	06.424	統三十一-8	物部小 千足解	申可進納布事	合調布貳丈壹尺 右件布者以今料給時將進上仍注狀以解	寶龜三年十二月廿日			

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
012	06.424-425	統二十三3-4	謹解	申請月借錢事	合壹貫〈一月利百卅文／質物布施料調布者〉念林宅成伍佰文 大坂廣川 伍佰文 上件借錢請人等生死不論同心請如前	寶龜三年十二月廿五日			
013	06.425	統二十三2	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利月別百卅文／質布四端〉右限三箇月內將如數備儲進納若過期賜料進納仍注狀以解	寶龜三年十二月廿七日	八木宮主	償人 刑部廣濱 償人氏部小勝	
014	06.425-426	統二十三5-6	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利月別百卅文〉 田部国守伍佰文〈質家一區地十六分之四一在物板屋二間／在左京九條三坊〉 占部忍男伍佰文〈質家一區地十六分之四一在物板屋二間／在左京九條三坊〉 右件錢者限二箇月本利并將進上若期過二人同心質家成沽進納仍具注狀以解	寶龜三年十二月廿八日	田部国守 占部忍男		
015	06.426-427	統二十三7	謹解	申請月借錢事	合漆伯文〈利百別十三文〉 質物家一區〈在左京八條四坊地十六分之一四分之一在物板屋一間〉 他田舎人建足二百文 桑内連真公五百文 右件錢限三箇月二人同心死生無闕本利并將進納今以狀謹解	寶龜三年十二月廿九日	他田舎人建足 桑内連真公		
016	06.468-469	統二十三8	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈一月利百五十文〉 右限二月內請如件若過期日成一倍將納仍注狀謹解	寶龜四年正月廿五日	受 念林宅成 相受 大坂廣川		
017	06.474	統二十三9	高向小祖解	申請用代錢事	合壹貫文 右件錢者限廿日許所請如件謹以解	寶龜四年二月十五日			
018	06.474-475	統二十三10	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利百文錢別月十五文 質物夏衣服已云〉 右件錢者來四月內本利并如數進上仍注狀以謹解	寶龜四年二月卅日	茨田千足	償 漢部佐美磨	
019	06.475-476	統二十三11	楊胡穂足解	申請月借錢事	合貳伯文〈百文一月利十五文〉 右件錢限一箇月所請如前以解	寶龜四年二月卅日	受 穂足	證 高向小祖	
020	06.485-486	統二十三12	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利百別十五文〉 右件錢限一月之內請如件仍謹申	寶龜四年三月十日	別家足	償人 巧清成 出雲雄麻呂	
021	06.509	統二十四1	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利百文別十五文〉 右件錢望料給時本利并將進納畢仍狀具以注謹解	寶龜四年四月四日	專受 大友路万呂	償人 桑内真公	

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
022	06.509-510	統二十四3	謹解	申請月借錢事	合六百文〈加利別月九十文／質物家一区地卅二分之一在板屋二間在左京八條四坊〉右件錢限二箇月内加本利俱進上注狀謹解	寶龜四年 五日	山部針間万呂	償 山部諸 公 證 高 向小祖	
023	06.510-511	統二十四4	謹解	申請月借錢事	合壹貫貳伯文〈質物布四段／加利別百十五文〉右錢限二箇月本利并進上若期日過者質物成沽將進納仍狀具注以解	寶龜四年 四月五日	氏部小勝〈五百文〉 田部国守〈七 百文〉		
024	06.511-512	統後二十8	謹解	申請借錢事	合壹伯肆拾文 右件錢者來五月之内依員本利共將進納仍注具事狀以解	寶龜四年 四月六日	財磯足	證人 大伴 淨人	
025	06.512-513	統二十四5	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利一月百文錢加十五文〉質布貳端 右件錢料給日即質進布矣、賣成加本利必將進上仍注事狀謹以解	寶龜四年 四月六日	專請 置始清足	償 常乙足	
026	06.513	統二十四6	船木磨 謹解	申請月借錢事	合捌伯文〈別利十五文〉質布五端 右件錢者料給時當本利依數將進上仍注事狀謹以解	寶龜四年 四月六日		償 酒波磨	
027	06.514	統二十四7	謹解	申月借錢請事	合伍佰文〈一月百文別十五文利加〉右件錢請今到夏衣裁給本加利將數如進畢具注狀謹解	寶龜四年 四月五日	白髮部節磨〈貳百文〉 秦廣津〈貳 百文〉 日下部名 吉〈佰文〉 參人 同心		
028	06.514-515	統二十四8	出雲乎 麻呂謹 解	申請月借錢事	合二百文〈別月利冊文〉質調布一端 右件錢望料給時本利並將進上仍注狀謹以解	寶龜四年 四月六日		償人 棗内 真公	
029	06.515-516	統二十四9	謹解	申請月錢事	合三百文〈利冊五文〉質家壹區〈地一段板一間／添上郡在山公郷〉右布施請而本利并進上仍狀謹以解	寶龜四年 四月六日	山邊千足	證人 大宅 首童子 證 人 丈部濱 足 證人 山部針間万 呂 證人 金月足	知同心 山邊公 魚麻呂
030	06.516-517	統二十四 10	謹解	申請月借錢事	合陸伯文〈月別九十文〉右錢者至料給日并本利進上仍注狀以解	寶龜四年 四月八日	箭集笠麻呂專請	償 葦浦繼 手	
031	06.517-518	統二十四 11	謹解	申請月借錢事	合錢七伯文〈百利加十五文〉右錢限今月内所請如件錄狀以解	寶龜四年 四月八日	僧業榮狀 布師千尋		使 沙 弥慈詔
032	06.518-519	統二十四 12	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利百文各十五文〉質物布五端 右件錢者料給時當將依員本利并進納仍注事狀以謹解	寶龜四年 四月九日	專給漢部佐美万呂	償 大友路 万呂 秦磯 上 刑部真 主 常乙足	
033	06.519	統二十四 13	謹解	申請借錢事	合壹佰文〈每月加利十五文〉右件錢限一箇月請如前以解	寶龜四年 四月十日	受 石川宮衣 受 山部針間万呂		

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
034	06.519-520	統二十四 14	出雲乎 麻呂謹 解	申請月借錢事	合參伯文〈別月利十五 文〉右件錢望料給時 本利并將進上仍注狀謹 以解	寶龜四年 四月十四 日	償人 丈部濱足		
035	06.520-521	統二十四 15	謹解	申請月借錢事	合肆佰文〈加利百別十 五文〉右錢限一月進 上如前注狀以解	寶龜四年 四月廿三 日	淨野人足 相受答 他虫麻呂		
036	06.522	統二十六6	謹解	申可進上錢事	合錢漆伯文〈本利依進 置手実月日彼定之也〉 右件錢山邊千足所有 錢八百廿二文此則便欲 官所留置事趣以先日結 畢仍注事狀以謹解	寶龜四年 六月一日	使 沙弥慈詔 僧 葉榮 專受 山邊 千足		知 布 師千尋
037	06.536	統二十一6	謹解	申請月借錢事	合六百元〈別月利九十 文〉質布五端 右件錢 望料給時、本利備將進 上仍注狀謹以解	寶龜四年 七月九日	專受 出雲乎磨	相證償 紀 豊人	
038	06.536-537	統後二十9	巧清成 解	申請月借錢事	合五百文〈利每百十五 文〉右件錢限一箇月 内請如件仍狀具注以解	寶龜四年 七月十一 日	償 音太郎野上 償 坂上諸人		
039	06.539-1	統三十一9	常乙足 解		申請進上布直錢事 合布壹端 直錢二百文 右件布者料給當時好 布則所進上如件仍注事 狀以解	寶龜四年 八月十九 日			
040	06.539-2	統三十一9	漢部佐 美磨解	申請進上布直 錢	布壹端 直錢二百文	寶龜四年 九月一日			
041	06.540	統後二十 10	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利月別百五 十文〉右件錢者料給 本利并將進納仍狀注以 解	寶龜四年 九月廿日	大羅嶋守		
042	06.540-541	統後二十 11	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈利者別貫百 五十文〉丈部忌寸濱 足 壹貫文 丈部忌寸 益人 壹貫文 右限布 施時必將進上仍録狀以 解	寶龜四年 九月廿日	償人 金月 足		
043	06.541-542	統二十一7	謹解	申請月借錢事	合捌伯文〈利月別百五 十文〉質布四端 右件 錢料給日即依數將進上 仍注狀謹以解	寶龜四年 九月廿一 日	請 置始清足	償人 八木 宮主	
044	06.542-543	統後二十 12	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯文〈每月加 利百別十五文〉答他 虫麻呂伍佰文 漢部佐 美麻呂漆佰文 淨野人 足伍佰文 右件錢者至 料給時進納仍今注狀以 謹解	寶龜四年 九月廿二 日			
045	06.567	統後二十 13	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈質物家一區 地十六分一板屋五間者 利者百五十者〉右錢受 人左京八條三坊即戸主 從八位上大宅首童子同 姓男小万呂件人死生同 心請如件仍注狀解以謹	寶龜五年 二月十日	大宅首童子		

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
046	06.568	統二十一-8	謹解	申請錢月借事	合捌佰伍拾文〈別月百文／利十五文〉質布參端 右給於料日共備本利將進仍録事狀以解	寶龜五年三月六日	專請 葦浦繼手	償 物部吉麻呂	
047	06.572-573	正四十四17	謹解	申請月借錢事	合壹貫陸百文〈加一月百文利十五文〉大友鯛万呂肆百文 丈部新成陸百文 香山久須万呂陸百文 右件錢者當料給時依員將進上若三人中一人闕者二人同心進上仍注狀以解	寶龜五年九月十九日	大伴多比磨 丈部新成 香山久須万呂		
048	06.584	統々四十四ウ71紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫伍佰文〈利百文別十五文〉質物国養 丈部長岡五百文 大生子敷五百文 額田部磯嶋五百文 右件錢者限來十二月月上旬本利共將進上若有此中一人闕留人等同心依請數進納仍註事狀以解	寶龜六年九月廿二日	丈部長岡 大生子敷		
049	06.584-585	統々四十四ウ61紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利別百十五文〉質物家一區〈在板屋一間四間／在左京二條六坊〉 右件錢者當料給時將并加本利進上若過期月質物成賣如數進畢仍註事狀具謹以解	寶龜六年九月廿七日	專受 船木磨	償人 他田嶋万呂 物部常石 工浄成 占部忍男 酒波家磨	知申給人 大伴淨人
050	18.210-211	統々三十九2ウ104紙／統々三十九3ウ1紙	念林宅成解	申請錢事	合貳佰陸拾文 代進調布一端 右至料給日將進納仍注狀謹解	寶龜二年三月十四日			
051	19.296-297	統々四十一ウ87紙	音太郎野上解	申請月借錢事	合壹貫文 音太郎野上伍伯文 刑部真主伍伯文 右二人同心而限一箇月請如件仍具注狀以解	寶龜三年十二月三日			
052	19.297-298	統々四十一ウ86紙	丈部濱足解	申請月借錢事	合壹貫文〈利者百卅〉質物壹區〈地十六分之半板屋三間在右京三條三坊口分田三町八段在葛下郡〉 右限一箇月本利並將進上若期日過者妻子等質物成賣如數將進納仍録狀解	寶龜三年十一月廿七日	專受 濱足 男乙 人磨 益人 與人	償人 他田嶋万呂 償人 石川宮衣 償人 金月足	
053	19.298-299	統々四十一ウ85紙	謹解	申請月借錢事	合八百文質布三端 右錢限料給日即依數進上仍注狀以解	寶龜三年十二月一日	專 大坂廣川	償人答他虫麻呂	
054	19.299-300	統々四十一ウ84紙	大伴真尋解	申請月借錢事	合肆伯文〈一百文加利十三文／質物布二端〉 右錢月借受給如件仍手實以解	寶龜三年十二月廿五日		償 刑部廣濱	
055	19.300	統々四十一ウ83紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈一月利六十五文〉質物板屋一間 右件錢者限一箇月本利依員進上仍註事狀謹解	寶龜三年九月一日	僧行芬 布師千尋		

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
056	19.301	統々四十一 ウ82紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈一月利六十五文／質物可給料布者〉右限一月内請如件仍注状謹解	寶龜三年 九月十日	念林宅成	償人 大坂廣川	
057	19.301-303	統々四十一 ウ81紙-80 紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫捌佰文〈利每百文加十三文〉質物布陸端 右錢限料給日將進納仍注状具謹解	寶龜三年 九月十日	專請人 壬生廣主	償人 他田嶋万呂 償人 八木宮主 償人物部常石 償人 刑部廣濱	
058	19.303-304	統々四十一 ウ80紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫肆佰文〈利月別三百十二文〉質布十端 刑部廣濱壹貫文〈質布四端〉八木宮主壹貫文〈布四端〉 箭集笠麻呂貳佰文〈布一端〉 葦浦繼手貳佰文〈布一端〉 以前人等限料給日四人同心進納仍注状、以解	寶龜三年 九月七日	刑部廣濱 八木宮主 箭集笠麻呂 葦浦繼手		
059	19.304-305	統々四十一 ウ79紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫參佰文〈別百利十三文〉 秦吉麻呂〈質物布三端／錢捌佰文〉 大坂廣川〈質物布二端／錢伍佰文〉 右當料給時本利并進納解仍注状以解 (追筆) 二人同意請解	寶龜三年 九月八日	秦吉麻呂 大坂廣川		
060	19.305-306	統々四十一 ウ78紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫五百文〈月別利一百九十五文／質物佐村板二間屋〉 右件錢者十月内冬衣服給即絶一匹半本利并將進上仍注状以謹申	寶龜三年 九月八日	物部首乙麻呂〈一貫文〉 唐廣成〈五百文〉	償人 三嶋船長	
061	19.306-307	統々四十一 ウ77紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈別月壹貫文加利百卅文〉 山部針間麻呂壹貫文 大友路麻呂壹貫文 右件錢望布施給時本利并將進納仍二人等生死同心注状具以謹解	寶龜三年 九月八日	山部針間麻呂 大友路麻呂		
062	19.307-308	統々四十一 ウ76紙	謹解	申請月借錢事	合錢伍貫肆佰文〈利加貫別百卅文〉 番上文部濱足錢壹貫文〈質物布四端〉 古兒人錢壹貫文〈質物布四端〉 葉内真公錢壹貫文〈質物布四端〉 坂上忌寸諸人錢壹貫文〈質物布四端〉 占部忍男錢壹貫文〈質物布四端〉 淡海金弓錢肆佰文〈質物布二端〉 右錢到布施給時本利共將進納仍取六人署名謹以解	寶龜三年 九月七日			

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
063	19.309-310	統々四十一 ウ75紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫玖佰文〈利各十三文〉質調布壹拾壹端 番上鬼室石次壹貫文〈布四端〉 物部常石壹貫文〈布四端〉 松木麻呂伍佰文〈布二端〉 大伴真尋佰文〈布一端〉 右件錢至料日依數將進上仍録其狀以解	寶龜三年 九月七日			
064	19.310	統々四十一 ウ74紙	解	月借錢三百文	右錢要須照趣使付可給下	七月八日	念林老人		
066	19.311-312	統々四十一 ウ72紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈利每百文加十三文〉 右件錢限二箇月內將本并進上仍注事狀謹解	寶龜三年 六月十六日	專受金月足	償 丈部濱足	
067	19.312	統々四十一 ウ71紙	坂合部 秋人解	申請月借錢事	合參佰文〈利百別十三文〉質物板屋壹間 右件錢限一箇月依員本利加進納仍具注事狀謹解	寶龜三年 六月十五日		償 布師千尋	
068	19.313	統々四十一 ウ70紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文〈質大刀身三隻／利每百文加十三文〉 右限一箇月內受給仍注事狀以解	寶龜三年 四月十四日	專受人 秦國依	償 金月足	
069	19.313-314	統々四十一 ウ69紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫〈每月百文利十三文〉質物婢阿古女〈年卅〉 右限二箇月內所請如件若不得進納者質物沽成將進上今注事狀以解	寶龜三年 四月二日	玉作廣長		相知受 客乙 麻呂
070	19.314-315	統々四十一 ウ68紙	謹解	申請月借錢事	合陸佰文〈每月加利七十八文〉 右件錢限一箇月內所請如件仍注事狀謹申	寶龜三年 三月五日	秦道形 大羅嶋守		
071	19.315-316	統々四十一 ウ67紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈加利每月各十三文／質物家既在左京五條七坊〉 右件錢者當布施給時進納仍注事狀謹解	寶龜三年 二月廿一日	石川宮衣	償 陽胡穗足	
072	19.316-317	統々四十一 ウ4紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文〈利一月百別十三文加〉 質物板屋一間長二丈廣一丈二尺 右件錢者十月限請如件依注狀謹解	寶龜三年 九月十三日	受針間父万呂	證人 狛子公	
073	19.317-318	統々四十一 ウ3紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文〈將進一月利卅九文〉 右錢者限壹箇月內備本利將進納仍注狀以解	寶龜三年 八月卅日	給 當麻宅養	償人 常世真吉	
074	19.318	統々四十一 ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合陸佰文〈利月別七十八文〉 右件錢者給料本利具備將進上仍注事狀謹解	寶龜三年 九月二日	專受 若倭部益國	償 秦度守相證 高向小祖	

ナンバ	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本文	日付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
075	20.312-314	統々四十二ウ1-2紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫肆伯肆拾文〈別月加利百五十六文〉 番上念林老人錢百文 廿荊國足錢百廿文 陽侯穗足錢百廿文高向少祖百廿文 石川宮衣百廿文 夜部播磨万呂百廿文 丈部濱足百廿文 秦吉麻呂百廿文 古兄人百廿文坂上諸人百廿文 田部國守百廿文八木宮主百廿文 右錢限一箇月本利共進納仍錄狀謹以解 (追記) 一後給二百冊文不加利云	寶龜三年九月十六日	高向小祖 石川宮衣 陽侯穗足 丈部濱足 古兄人		
076	20.317-318	統々四十二ウ3紙				寶龜三年十月十日〔一ヵ〕日	大友路□□〔万呂ヵ〕	償 山部針間万呂 償 桑内真公 償 物部常石	
077	21.239-240	統々四十二ウ8紙	謹解	請借錢事	合三百文 右件錢真者来年調持友定以上進申事伏(狀)具注謹以解	寶龜四年正月十日	土師部古麻呂		
078	21.240	統々二十四ウ38紙		請借錢事	合五十文	二月十八日	阿刀人成		
079	21.268	統々三十三ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文 工清成百文 秦磯上百文 刑部真主百文 右件錢者限一箇月三人同心請如件仍具注狀以謹解	寶龜四年十一月四日	刑部真主 工清成 秦磯上		
080	21.418	統々四十二ウ4紙			右錢月借受給而施料給時必將報納仍注狀灼手実以解	寶龜四年四月三日	眞尋狀		相知 壬生廣主 八木宮主
081	22.001	統々四十一ウ103紙	謹解	申請月借錢事	合壹佰文〈一月利十五文〉 右件錢者限一箇月本利并進上仍注具狀謹解	寶龜四年五月十二日	布師千尋		
082	22.038-039	統々四十一ウ104紙				寶龜四年五月卅日	淨成謹狀	證 高向小祖	
083	22.051-052	統々四十二ウ31紙	八木宮主解	申請月借錢事	合捌伯文〈利月別百廿文〉 右限二箇月内將本利如數備儲進上若過期月賜料布依數進上仍注狀以解	寶龜四年七月十二日	八木宮主	償人 秦吉麻呂 償人 刑部廣濱 償人 金月足	
084	22.052	統々四十二ウ30紙	謹解	申請月借錢事	合壹伯文〈利加十五文〉 件物者限一箇月早進納仍注狀以	二月七日	秦吉麻呂		
085	22.058-059	統々二十三ウ2紙	謹解	申沽布事	壹端 解直錢貳佰文 右件布料給日即在中吉乎將進上 仍注狀謹以解	寶龜四年八月二十二日	請置始清足		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本文	日付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
086	22.377	統々四十二ウ36-37紙	謹解	申請月借錢事	合參貫文 大伴路万呂一貫文〈質物布四端〉 船木麻呂五百文〈質物布二端〉 中臣船万呂五百文〈質物布二端〉 占部忍男五百文〈質物布二端〉 酒波家万呂五百文〈質物布二端〉 右件錢請人等生死同心結望料給時本利具備依員將進上仍注狀具謹以解	寶龜五年二月一日	結上大友路万呂 船木麻呂 中臣船麻呂 占部忍男 酒波家麻呂		
087	22.378	統々四十二ウ38紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯陸拾文〈利百文別加十五文〉 質物布陸端 陽侯史穗足貳伯文 壬生廣主貳伯文 葦浦繼手壹伯文 中臣船木麻呂貳伯文 音太郎野上壹伯文 采女千繩壹伯陸拾文 卜部忍男壹伯文 桑内真公貳伯文 工清成壹伯文 物部吉麻呂壹伯文				
088	22.381-382	統々四十三ウ13紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利如進人者〉 質家也 右件錢忽依有所用一月之間所請如前仍注事狀附葛万呂申送以解	寶龜五年三月廿九日	付葛万呂 主奴 美努船長 狀上		謹上 經所衙 紙末 申 船長 今間 有暇日 甚多欲 參織布 乞欲可 不之狀 聞食
089	22.415-416	統々四十二ウ35紙	謹解	申請月借錢事	二百文 右錢限一月内所請如件謹以申	寶龜五年四月廿七日	高向小祖		
090	22.416	統々三十一ウ21紙			狀具以解	寶龜五年四月廿八日	專受 五百木部眞勝	償人 石川宮衣	
091	22.416-417	統々四十二ウ33紙	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈利每百文加十五文〉 右限一箇月内本利并將進上仍注狀以解	寶龜五年四月廿九日	金月足 丈部濱足		
092	22.417-418	統々四十四ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢參貫文 質物家一區 右件錢一箇月之間恐々所請如件謹啓	寶龜五年五月十六日	上馬養 男上藤万呂 上氏成		
093	22.418	統々四十四ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢參貫文 質物口分田二町 右件錢一箇月之間恐々所請如件謹白	寶龜五年五月十六日	上馬養 男上藤万呂		
094	22.428-429	統々四十二ウ70紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利別百文十五文〉 韓國千村肆伯文 桑内真公陸伯文 右件錢當料給日本利共將進納仍二人同心注事狀謹解	寶龜五年七月十七日	韓國千村 桑内真公		

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使 等)
095	22.585-586	統々四十二 ウ81紙	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〔謹解 カ〕	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〔申請月借錢 事カ〕	合錢壹貫伍伯文 生江 秋麻呂捌伯文 阿刀歳 足漆伯文 右件錢當料 給時將加本利如數進上 仍注狀謹以解	寶龜五年 九月十九 日	生江秋麻呂 阿刀 歳足	償 秦磯上	依具行 公
096	22.586	統々四十二 ウ80紙	菜内真 公解	申請月借錢事	貳佰文〈利百別十五文 〉 右件錢限料給日本 利并將進納了注狀以謹 解	寶龜五年 八月十三 日	償人 物部常石		
097	22.587	統々四十二 ウ65紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫貳伯文〈加利 別百十五文〉 生江秋 麻呂陸伯文 阿刀歳足 陸伯文 右件錢當料給 時將如數本利加				
098	22.587-588	統々四十二 ウ66紙	謹解	申請月借錢事	合參貫陸伯文〈利百別 十五文〉 他田嶋麻呂 一貫文刑部真主八百文 音太郎野上一貫文占 部忍男八百文 右件錢 者四人同心當料給日本 利共				
099	22.588	統々四十二 ウ63紙	謹解	申請月借錢事	合玖百文〈別一百利十 五文〉				
100	22.588	統々四十三 ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫五百文〈加利 別百十五文〉				
101	23.002-003	統々四十三 ウ5紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫貳伯文〈利每百 文加十五文〉 金月足 請壹貫文 丈部忌寸濱 足陸伯文 丈部忌寸益 人陸伯文 右件錢當布 施時將進上仍錄狀以寶 龜五年九月十五日	解			
102	23.003-004	統々四十三 ウ6紙	大羅嶋 守解	申請月借錢事	合參佰文〈利別百文/ 十五文加〉 右限二箇 月本利並將進納仍注事 狀以謹解	寶龜五年 九月十八 日	大羅嶋守謹狀		
103	23.051	統々四十四 ウ19紙-18 紙	<input type="checkbox"/> 〔謹 解〕	申請月借錢事	參貫肆伯文〈利百別十 五文〉 舟木直麻呂六 百文 占部忍男七伯文 菜内真公八百文 他 田嶋麻呂四百文 刑部 真主六百文 酒波家麻 呂五百文 工浄成五百 文 右件錢當料給時本 利并依數將進上若一人 闕遣人等依數進納仍事 狀具注以解	寶龜五年 九月十九 日			
104	23.179	統々四十四 ウ19紙-18 紙				寶龜五年 十一月卅 日	金月足 丈部濱足		
105	23.180	統々四十三 ウ27紙	謹解		申請月借錢事 合錢壹貫文〈加利別百 文十五文〉 右件錢限 一箇月內加利本如數將 進上仍注事狀謹以解	寶龜五年 十二月一 日	大網嶋守謹狀	證人 大伴 浄人	

ナン バー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
106	23.516	統々四十三 ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合貳伯文〈利者百別十五文〉右件錢當料給時本利共進上仍注狀解	寶龜六年 五月卅日	山部針間麻呂	償人丈部濱足	
107	23.568-569	統々四十四 ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合五百文〈利百別十五文〉質布三端 右錢進者限料給日本利依員進納仍注狀以解	寶龜六年 十一月十五日	刑部廣濱	償 物部彝石 償 大春日鳥養	徵成將進人大伴淨人
201	03.391	統二十五1	謹解	申請出拳錢事	合錢二百冊文〈限半倍 質門田一段〉右件錢秋時不過成而進上謹解新田部宿祢入加恵加良古宇都久志女二人生死同心成而進上■謹申	天平勝寶 二年五月 六日			
202	03.395	統二十五2	謹解	申出拳錢請事	合請錢四百文 高屋連兄勝 質口分田二段 相妻笑原木女 女稻女 阿波比女 □〔右カ〕人生死同心八箇月内半倍進上若期月過者利加進上謹解 若年不過者稻女 阿波比女二人身入申	天平勝寶 二年五月 十五日			
203	03.405	統二十五3	謹解	申請出拳錢事	合錢肆佰文〈質式下郡十三條田六走田一町〉 受 山道真人津守 息長真人家女 山道真人三中 右件三人生死同心限八箇月半倍將進上若不進上者息長黑麻呂將進上仍録狀以解	天平勝寶 二年五月 廿六日	息長真人黑磨		
204	03.406	統後二十1	謹解	申請借貸錢事		天平勝寶 二年六月 五日			文進人大倭目佐伎万呂
205	04.261	統後二十2	謹解	申請借錢事	合錢壹貫文 右件錢請借貸以來七月上旬依數將進納仍具注狀謹解	天平寶字 二年二月	下走 上道真淨		
206	04.273	統四十六1	謹啓	請錢借事	合錢壹貫〈卅日許〉右請月借一月限本利并必納報仍狀注謹白	天平寶字 二年六月 廿七日	真養謹狀		使刑部阿古賣
207	04.507	統二十五6	謹解	申請商錢事	合伍貫文 右錢限八箇月成半倍將進納若過期月成壹倍將進納仍拳事狀謹以解	天平寶字 五年八月 廿九日	丸子人主	保 漆部造 枚人	
301	06.570	統三十一10	謹解	申請布施留欲事	合長布五四 右依經師丸部人君可出錢壹貫二百文所請如件仍此趣照給處分垂給謹以申	寶龜五年 七月八日	僧惠禪		

ナン バ ー	大日本 古文書	所属	書出 文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考 (使等)
302	15.441	統々四十五 3ウ14紙			秦乙公百 秦立人百文 調乙万呂百文 大伴 諸人冊文 倉古万呂八 十文 神人廣万呂百文 日下部廣人六十 調 玉足百文 右件人等以 去五年十二月廿七日請 月借錢未報逃亡是為冒 名石山寺住聞食故好解 吉成尊其人面見如所注 此書員折請欲給恐々以 解	六年三月 廿七日	鳥取国万呂状		
303	23.569	統々四十四 ウ50紙	謹啓	申可進錢期事	合四百文 右以錢十一 月八日必依數進上若期 日過者罪重請返上仍状 注、謹以解				